○高知県警察会計事務専決及び代決規程

昭和48年12月20日
高知県警察本部訓令第21号
警察本部
警察署

（趣旨）

第１条　この規程は、会計事務のうち、総務参事官、会計課長及び会計課次長が専決することができる事務の範囲並びに会計事務の代決について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和60年本部訓令12号・平成３年26号・８年８号・11年４号・19年２号〕

（定義）

第２条　この規程において会計事務とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第149条の規定により知事の担任とされている事務のうち、高知県会計規則（平成４年県規則第２号）第３条第１項の規定により本部長に委任された事務及び同規則第３条第２項の規定により署長に委任された事務、高知県財産規則（昭和39年県規則第19号）第６条第１項第４号、第７条第１項及び第66条第１項第５号の規定により本部長に委任された事務並びに高知県予算規則（昭和39年県規則第35号）第14条第２項の規定により本部長に委任された事務をいう。

一部改正〔平成８年本部訓令８号・22年３号〕

（専決）

第３条　総務参事官、会計課長及び会計課次長は、会計事務のうち、別表第１に掲げる事項を専決することができる。

一部改正〔昭和60年本部訓令12号・平成３年26号・11年４号・19年２号〕

第４条　前条の規定による専決事項であって、重要又は異例に属するものについては、本部長の決裁を受けて処理しなければならない。

旧５条を一部改正し繰上〔平成８年本部訓令８号〕

（代決）

第５条　会計事務の代決については、別表第２に掲げるところによるものとする。

旧６条を一部改正し繰上〔平成８年本部訓令８号〕

附　則

（施行期日）

１　この規程は、昭和49年１月１日から施行する。

（旧規程の廃止）

２　高知県警察会計事務専決および代決規程（昭和43年３月本部訓令第５号）は、

廃止する。

附　則(昭和60年４月10日高知県警察本部訓令第12号)

この訓令は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則(平成３年12月24日高知県警察本部訓令第26号)

この訓令は、平成４年１月１日から施行する。

附　則(平成６年４月５日高知県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成６年４月５日から施行し、同年３月24日から適用する。

附　則(平成８年４月26日高知県警察本部訓令第８号)

(施行期日)

１　この訓令は、平成８年４月26日から施行し、同年４月１日から適用する。

(経過措置)

２　この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の高知県警察会計事務専決及び代決規程の規定によりなされている会計事務については、なお従前の例による。

附　則(平成11年３月31日高知県警察本部訓令第４号)

この訓令は、平成11年４月１日から施行する。

附　則(平成19年２月20日高知県警察本部訓令第２号)

(施行期日)

１　この訓令は、平成19年２月21日から施行する。

(経過措置)

２　この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附　則(平成22年３月29日高知県警察本部訓令第３号)

(施行期日)

１　この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の高知県警察会計事務専決及び代決規程の規定によりなされている会計事務については、なお従前の例による。

附　則(令和６年３月29日高知県警察本部訓令第７号)

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１(第３条関係)

一部改正〔昭和60年本部訓令12号・平成３年26号・８年８号・11年４号・19年２号〕、全部改正〔平成22年本部訓令３号〕、一部改正〔令和６年本部訓令７号〕

専決者	専決事項	備考
総務参事官	1　１件の金額が500万円以上1,000万円未満の支出負担行為に関することで次に掲げるもの。 (1)　需用費のうち消耗品費、印刷製本費及び修繕料 (2)　原材料費 (3)　公有財産購入費 (4)　備品購入費 2　１件の金額が2,000万円以上5,000万円未満の工事請負費に係る支出負担行為に関すること。	支出負担行為済の繰越し及び債務負担行為済の歳出予算の現年度化に関する支出負担行為に関することは会計課長が専決する。
会計課長	1　歳入の徴収に関すること。 2　収入の原因となる契約を結ぶこと。 3　歳出の戻入及び歳入の戻出に関すること。 4　署長の執行又は補助執行をすべき歳出予算額を決定し、当該歳出予算額を署長に令達すること。 5　支出負担行為に関することで次に掲げるもの。 (1)　報酬 (2)　給料 (3)　職員手当等 (4)　共済費 (5)　災害補償費 (6)　恩給及び退職年金 (7)　報償費 (8)　旅費 (9)　交際費 (10)　需用費のうち燃料費、食糧費、光熱水費及び飼料費 (11)　役務費 (12)　委託料 (13)　使用料及び賃借料 (14)　負担金、補助及び交付金 (15)　補償、補填及び賠償金 (16)　償還金、利子及び割引料	

	(17)　公課費 6　１件の金額が500万円未満の支出負担行為に関することで次に掲げるもの。 (1)　需用費のうち消耗品費、印刷製本費及び修繕料 (2)　原材料費 (3)　公有財産購入費 (4)　備品購入費 7　１件の金額が2,000万円未満の工事請負費に係る支出負担行為に関すること。 8　支出を命ずること。 9　資金前渡に関すること。 10　歳入歳出外現金及び保管有価証券の受入れ及び払出しの通知に関すること。 11　物品の所属替及び分属の承認に関すること。 12　物品の処分に関すること。	
会計課次長	遠隔の地において行う歳入歳出外現金及び保管有価証券の受入れ及び払出しの通知に関すること。	

別表第２（第５条関係）

一部改正〔昭和60年本部訓令12号・平成３年26号・６年10号〕、旧別表３を一部改正し繰上〔平成８年本部訓令８号〕、一部改正〔平成19年本部訓令２号〕

代決事項	代決できる者	代決できる場合
本部長の権限に属する会計事務	総務参事官又は会計課長	本部長又は専決者若しくは署長が長期出張、長期休暇等の理由により不在の場合に限る。
総務参事官の専決する会計事務	会計課長	
会計課長の専決する会計事務	会計調査官又は会計課次長	
署長の権限に属する会計事務	副署長等	